

プレスリリース  
シティグループ・インク  
2009年1月20日

### シティグループ、配当を宣言

ニューヨーク — シティグループの取締役会は、本日、当社普通株式に対する四半期配当 1 株当たり 1 セントを、2009年2月2日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続きを 2009年2月27日に開始することを宣言いたしました。

取締役会はまた、以下のとおり優先株式に対する配当も宣言いたしました。

- 6.5%シリーズ T 非累積型優先転換株式につき、2009年2月5日現在の株主名簿上の保有者に対し、2009年2月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先転換株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき 0.8125 ドルが支払われる。
- 8.125%シリーズ AA 非累積型優先株式につき、2009年2月5日現在の株主名簿上の保有者に対し、2009年2月17日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき 0.5078125 ドルが支払われる。
- 8.50%シリーズ F 非累積型優先株式につき、2009年3月5日現在の株主名簿上の株主に対し、2009年3月16日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式1株の1,000分の1を表章）の保有者に対し、各預託証券につき 0.53125 ドルが支払われる。

###

シティグループは、約 2 億の顧客口座を有し、世界 100 カ国以上に展開する世界有数のグローバルな金融機関です。顧客、企業、政府及び機関投資家を対象として、個人向け銀行業務、消費者金融、法人・投資銀行業務、証券業務、資産管理の分野において、幅広い金融商品やサービスを提供しています。シティの主要なブランドには、シティバンク、シティ・フィナンシャル、プライメリカ、スミス・バーニー、バナメックス及び日興が含まれます。詳しくは、[www.citigroup.com](http://www.citigroup.com)又は[www.citi.com](http://www.citi.com)をご覧ください。

本発表に関する日本国内の連絡先：  
シティグループ・インク代理人  
長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 杉本文秀  
電話：03-3511-6133（直通）